

## 墨田区がん患者ウィッグ購入費等助成事業Q & A

### Q1 助成を受けることができる人は誰ですか？

A1 次のすべてについて該当する方を対象とします。

申請時に墨田区に住所があること

がんと診断され、治療を行っていること

がん治療に伴う脱毛や乳房の切除等により、就労等の社会参加に支障を感じ、補整具を必要としていること

他の法令等で同種の助成や、墨田区の同助成金の交付を受けていないこと

### Q2 助成対象品は何ですか？

A2 次の補整具等を対象とします。

頭部補整具（ウィッグ、装着用ネット及びウィッグ付き帽子）

ウィッグの保管や手入れ等に使用する用具は除きます

胸部補整具（人工乳房、補整下着等）

### Q3 助成を受けることができる回数は何回までですか？また、1回に何個までの対象品を申請できますか？

A3 申請は対象者1回限りです。個数制限はありませんので、申請の期限内にまとめて提出してください。

### Q4 助成金額はいくらですか？

A4 助成対象品の購入またはレンタルにかかった費用（上限額は3万円）となります。費用の合計が3万円未満の場合は、その額が助成金額となります。

### Q5 申請の期限はいつまでですか？

A5 助成対象品を購入またはレンタルして支払が生じた日（領収書に記載された日）の翌日から1年以内とします。購入日等が異なる複数の領収書がある場合は、1年を過ぎたものは申請できませんのでご注意ください。

ただし、支払いが生じた日が令和4年4月1日から令和5年5月31日までの方は、令和6年6月1日まで申請することができます。

### Q6 申請に必要な書類はどこでもらえますか？

A6 区役所5階 保健計画課の窓口で配布しているほか、区のホームページからダウンロードできます。

**Q7 手術を受けたのは2年前ですが、助成対象になりますか？**

A7 手術を受けた日は問いません。購入またはレンタルして支払が生じた日（領収書に記載された日）から1年以内に申請されれば対象となります。

令和5年度に限り、支払いが生じた日が令和4年4月1日から令和5年5月31日までの方は、令和6年6月1日まで申請することができます。

**Q8 申請する助成金額は消費税を含みますか？また、送料、手数料は対象になりますか？**

A8 申請金額には消費税を含みます。本体10,000円+消費税10%で、代金11,000円を払った場合、11,000円を申請できます。ただし、購入にかかった送料や手数料は対象になりません。助成対象品本体の経費（消費税を含む）のみです。

**Q9 領収書等に必要な記載内容は何ですか？**

A9 下記の例を参考にしてください。

品名と金額・個数など購入内容がわかることが必要です。領収書以外でも、別紙で内訳がわかるものがあれば一緒にご提出ください。（購入内訳書、納品書等）

**【要件を満たした領収書 例】**

宛名(申請者のフルネーム)    購入日    購入金額    内訳(品名・金額・個数)  
領収者の名称及び住所

<b>領 収 書</b>	令和 年 月 日
墨田 はな子 様	
¥ 25,000 (消費税を含む)	
但し、ウィッグ @20,000 × 1個=20,000 保護用ネット@5,000 × 1個= 5,000 上記代金として領収いたしました。	
区 1-10 (株) ショップ 店長	